

令和 8 年度奈良県南部・東部市町村の人材確保に係る インターンシップ実施業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本実施要領は、令和 8 年度奈良県南部・東部市町村の人材確保に係るインターンシップ実施業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2. 委託業務の概要

(1) 業務名

令和 8 年度奈良県南部・東部市町村の人材確保に係るインターンシップ実施業務委託

(2) 目的

労働力人口の減少や雇用の流動化により、全国的に人材確保の競争が激しくなる中、南部・東部地域の市町村（以下「市町村」という。別紙 1 参照。）では、職員の確保が課題となっている。職員の不足は、行政サービスの低下を招き、地域の衰退につながる恐れがあることから、奈良県（以下「県」という。）では市町村の職員採用支援に取り組んでいる。

本業務は、学生等に対し、市町村を実際に訪れ、職員等との交流、地域課題や主要プロジェクトに触れる機会を提供することで、地域や仕事への理解を深め、志望度の向上及びミスマッチ防止を図ることを目的として実施するものである。

(3) 業務内容

① プロモーション業務

- ・ SNS 等での周知・広報
- ・ 広報ツールの手配・作成

② プログラム企画・運営業務

- ・ プログラムの企画・調整
- ・ 参加者の受入手続き
- ・ 当日の運営
- ・ 実施後のフォローアップ

② 独自の取組

④ 効果検証業務

※詳細は別紙「奈良県南部・東部市町村の人材確保に係るインターンシップ実施業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載。

(4) 委託料上限額

委託料は以下の金額を限度とする。

金 4,996,750 円（消費税及び地方消費税に相当する額（10%）を含む。）

(5) 履行期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

3. 参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (4) 公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中または再生手続中でないこと。
- (5) 公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中または更生手続中でないこと。
- (6) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者名簿に、**営業種目Q5①広告・イベント業務又はQ7④旅行業で登録されている者**（企画提案書提出締切時点において、当該登録が認められている者）であること。
- (7) 役員等（法人にあたっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ）の代表者を、個人にあたってはその者（支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (8) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (9) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (11) (9) 及び (10) に挙げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (12) 同種業務の全てを公告日から過去5年間に受託し、同期間内に履行を完了した実績を有する者であること。

※ **同種業務とは、SNS等での情報発信及び雇用創出を目的としたプログラムの企画運営業務の実施をいう。**

4. 日程

令和8年4月20日（月）	公告
令和8年5月8日（金）	参加表明書等提出締切
令和8年5月12日（火）	質問書締切
令和8年5月18日（月）	企画提案書等提出締切

令和8年5月25日（月） 選定審査会開催（プレゼンテーション実施）
令和8年5月26日（火） 委託事業者決定

5. 手続き等

(1) 担当課

奈良県 総務部 知事公室 美しい南部東部振興課
〒634-0003 奈良県橿原市常盤町 605-5
TEL : 0744-48-3015
FAX : 0744-48-3135
MAIL : nanbu@office.pref.nara.lg.jp

(2) 実施要領、仕様書及び様式の交付期間、交付場所等

① 交付期間

令和8年4月20日（月）から5月18日（月）午後3時まで

② 交付場所

5の(1)の担当課にて配布及び「奈良県美しい南部東部振興課/奥大和地域活力推進課」ホームページにて公開する。

ただし、担当課における配布は正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時までとし、奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条に規定する県の休日を除く。

※ 郵送による配布は行わない。

※ 本件にかかる説明会は実施しない。

(3) 参加表明書等の提出期限、提出先及び提出方法

公募型プロポーザル参加希望者は、次の書類を期限までに提出すること。

① 提出期限

令和8年5月8日（金）午後3時まで 【必着】

② 提出先

(1)の担当課に同じ

③ 提出方法

持参または郵送に限る

※ 郵送による場合は、簡易書留等の確実な方法によるものとする。

④ 提出書類

- | |
|---|
| 1) 参加意向申出書（様式1）
2) 会社概要及び同種業務受注実績（様式2） |
|---|

(4) 質問及び回答

質問の受付及び回答は次のとおりとする。

① 受付期限

令和8年5月12日（火）午後3時まで 【必着】

② 質問方法

質問書（様式3）により担当課あてにメール又はFAXにて提出すること。送付後、

必ず電話にて送信した旨を連絡すること。なお、電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。

③ 質問に対する回答

参加意向申出書の提出があった事業者から受理した質問内容については、「奈良県美しい南部東部振興課/奥大和地域活力推進課」のホームページに順次公表する。

(5) 企画提案書の提出

企画提案書の提出については次のとおりとする。

① 提出期限

令和8年5月18日（月）午後3時まで 【必着】

② 提出先

(1) の担当課に同じ

③ 提出方法

持参または郵送に限る

※ 郵送による場合は、簡易書留等の確実な方法によること。

④ 提出書類

次に掲げる書類を A4 片面で提出し、2)の企画提案書については 30 頁を限度とすること。なお、副本 9 部については提案者を判読できるような記載を削除すること。

1) 企画提案書表紙（様式4） 【原本1部】

2) 企画提案書（様式任意） 【原本1部 副本9部】

以下の内容を必ず盛り込むこと。

i. 業務実施方針

・ 業務の実施方針及び企画のポイントを記載すること。

ii. スケジュール

・ 業務完了までの具体的なスケジュール及び業務内容を記載すること。

iii. 実施体制

・ 本業務を円滑に実施するにあたり、計画的かつ効率的に遂行できる実施体制について提案すること。

iv. プロモーション業務について

- ・ SNS 等での周知・広報について、プロモーションの媒体、内容、頻度、スケジュール等の提案を行うこと。
- ・ プロモーションの内容やデザインについて、具体的に提示すること。
- ・ 成果物をイメージできるよう、必要に応じてダミーの写真・文章、絵コンテ、図表などを用いて提案すること。
- ・ 公務員に関心を持っていない求職者に対して、どのように PR するのか具体的に提示すること。

v. プログラム企画・運営業務について

- ・ 全 19 市町村（南部地域 15 市町村、東部地域 4 市村）を訪問するプログラム（全行程）の内容、スケジュールを具体的に提案すること。
- ・ 併せて、プログラムのコンセプトや考え方を提示すること。

- ・ プログラムの企画にあたり、市町村等の関係者と調整する際の工夫等があれば、記載すること。
 - ・ 当日の運営体制（人数、役割分担等）を提示すること。
 - ・ 参加者の受入手続きや実施後のフォローアップについて、参加者の市町村への志望度が高まるような工夫があれば、提示すること。
- vi. 独自の取組
- ・ 本業務の目的を達成するために、効果的と考えられる独自の取組を提案すること。
- vii. 効果検証
- ・ 上記 iv～vi の業務について、どのように効果を検証するか具体的に提示すること。
- 3) 事業実施体制（様式 5） 【原本 1 部 副本 9 部】
- 4) 見積書（任意様式） 【原本 1 部 副本 9 部】
- ・ 宛先は「奈良県南部東部振興監」とすること。また、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。（各項目の単価が判断できる内容とすること。）

(6) 辞退届の提出

参加表明書を提出した後、企画提案書を提出しない場合は、担当課へ電話連絡のうえ、**令和 7 年 8 月 21 日（木）午後 3 時**までに辞退届（任意様式）を持参、郵送又は FAX により提出すること。

6. 委託事業者の選定

(1) 審査方法

提出された企画提案書等について、県が設置する審査委員会において企画提案書によるプレゼンテーション審査を実施し、各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とし、最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を最適な受託者として選定する。

※ 提案者が 2 者に満たない場合においても、再公告の手続きは踏まずに審査手続きを行う。但し、全ての審査項目について各審査員による合計点が、6 割以上であることを契約相手方選定の条件とする。

※ 参加者が 6 者以上となった場合には、担当課が本実施要領で定める審査項目により一次審査を行い、上位と評された 5 者により、選考委員会において企画提案書によるプレゼンテーションに基づく審査を行う。なお、上位 5 者に入らなかった者に対しては事前に通知する。

① 審査予定日：**令和 8 年 5 月 25 日（月）（予定）**

② 場 所：奈良県橿原総合庁舎

③ 時 間：1 提案者あたりの説明時間は 30 分とし、内訳は次のとおりとする。
プレゼンテーション（20 分）、質疑応答（10 分）

- ④ 出席者：審査会場の入室は3名までとし、主たる説明者は、当該業務に従事する実務担当者とする。

(2) 審査内容

提出された企画提案書等について、次の観点から総合評価を行い、事業者を選定する。

審査項目、審査観点及び配点			
審査項目		審査観点	配点
業務遂行能力	の理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の趣旨や目的を十分に理解しているか。 	5
	等実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容を確実に履行できる執行体制となっているか。 ・本業務のスケジュールは適切か。 	10
	実績業務受託	<ul style="list-style-type: none"> ・同種業務の受託実績があり、本業務の遂行にあたり有益な知見を備えているか。 ・同種業務の実施により、十分な事業効果を得たものであるか。 	10
企画内容	企画提案内容	<p><プロモーション業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・SNS 広告等の企画内容、スケジュールが、訴求力及び拡散力の高い効果的なものであるか。 ・公務員志望者はもとより、公務員に関心を持っていない求職者にも PR する内容となっているか。 	20
		<p><プログラム企画・運営業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・南部・東部市町村の特性を生かした魅力的なプログラムの企画提案となっているか。 ・市町村等の関係者と日程及び実施内容等を調整の上、当日の運営を円滑に行うことができるか。 ・参加者の受入手続きや実施後のフォローアップを適切に実施できるか。 	30
		<p><独自の取組及び効果検証業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務の目的を達成するための効果的な独自の取組を提案しているか。 ・令和9年度以降のインターンシップの実施に向けた適切な効果検証や提言を行うことができるか。 	20
経費	妥当性の	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容に応じた妥当な見積もりの積算であり、コスト削減が考慮されているか。 	5
合計			100

(3) 審査結果

選定結果は、企画提案書を提出した事業者のみに対して書面で通知する。個別の審査結果についての公表は行わない。

(4) 事業者との契約

- ① 選定された者は、通知があり次第県担当者と打合せを行い、委託業務契約書を締結した後、速やかに業務に着手すること。
- ② 当企画提案書でなされた有効な提案については、必ず実施すること。
- ③ 企画提案書、参加申込書その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。
- ④ 契約に係る損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）に定めるところによる。
- ⑤ 契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。
 - 1) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - 2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - 3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - 4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
 - 5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - 6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記1)から5)のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
 - 7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記1)から5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合〔上記6)に該当する場合を除く。〕において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
 - 8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(5) 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10に相当する額以上の金額を納付しなければならない。

なお、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

- (1) 提出された書類は返却しないものとする。
- (2) 提出された企画提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- (3) プロポーザル参加者が企画提案書等の作成や提出に要した費用については、全てプロポーザル参加者が負担するものとする。
- (4) 本公募型プロポーザルの実施は、委託事業者の特定を目的とするものであり、契約後においては、県と協議を重ねながら計画策定を行うことになるため、提出書類の内容をそのまま実施することを約束するものではない。
- (5) 契約額は、提案書に記載された見積額がそのまま採用されるのではなく、最優秀提案者との協議により業務内容を確定した後に決定する。なお、この協議が不調に終わった場合は、審査において次点となった事業者と同様の手続を行うものとする。
- (6) 選定結果として企画提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。また、県民等から情報公開の請求に応じて企画提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (7) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県会計規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。